

中央区成年後見制度利用促進審議会の検討事項について

1 基本的な考え方

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和2年2月に「中央区成年後見制度利用促進検討委員会」を設置し、本区における成年後見制度の利用促進を図るため、計画に盛り込むべき施策の方針の策定や中核機関の設置に向けた検討を行ってきた。

計画に盛り込むべき施策の方針を踏まえ、令和3年3月に、「中央区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」及び「中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に包含して中央区成年後見制度利用促進計画を策定したところである。

本区における成年後見制度のさらなる利用促進を図るため、学識経験者や医師、司法・福祉専門職、地域関係者等で構成する「成年後見制度利用促進審議会」において、利用促進に係る各取組の進捗状況の点検、評価を行うとともに、次期計画に盛り込むべき施策の方針を策定する。

2 所掌事項

- ・成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検及び評価に関すること
- ・中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること
- ・その他、成年後見制度の利用促進に関し必要なこと

3 実施内容

(1) 令和3年度

成年後見制度の利用促進にかかる令和3年度の取組の実施予定及び点検・評価方法の検討

(2) 令和4年度

令和3年度の取組の実施状況の把握及び点検・評価の実施

(3) 令和5年度

令和4年度の取組の実施状況の把握及び点検・評価の実施、次期計画に盛り込むべき施策の方針の策定

4 令和3年度のスケジュール

回数	開催日	検討内容（予定）
第1回	令和3年9月6日（月）	・審議会の検討事項 ・中核機関における今後の取組
第2回	令和4年2月中旬	・成年後見制度利用促進事業に係る評価方法の検討